

千葉県社会福祉審議会条例（平成12年千葉県条例第10号）

（設置）

第1条 本市は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項及び第12条第1項の規定に基づき、社会福祉に関する事項（精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、千葉県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員50人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

（委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）市議会議員
- （2）社会福祉事業に従事する者
- （3）学識経験者

（任期）

第4条 審議会の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 審議会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 法第11条第2項及び第12条第2項の規定に基づき、審議会に民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会、高齢者福祉・介護保険専門分科会及び地域福祉専門分科会並びに児童福祉専門分科会を置く。

2 身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設ける。

3 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく地域包括支援センター及び地域密着型サービス等の運営に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉・介護保険専門分科会にあんしんケアセンター等運営部会を設ける。

4 児童の処遇に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会に処遇検討部会を設ける。

5 第1項から第4項に定めるもののほか、専門分科会に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 千葉県社会福祉審議会の調査審議の特例に関する条例(平成4年千葉県条例第11号)は、廃止する。

附 則(平成12年9月21日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。